

令和 2 年第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 3 月 2 日

担当部・課：福祉部子ども保育課〔内線 2 5 2 9〕

① 件 名
障害児保育相談のリモート環境整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、公立保育所 1 2 施設で障害児の受入れを行っているが、その児童の保育が適正に行われるように専門医と連携し、保育士や保護者への相談指導体制をとっている。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化することにより、これまでのように専門医が保育所を訪問しての相談事業の実施が困難になっている。</p> <p>【目的】</p> <p>保育所の障害児等に対して、専門医の見地から保育士への保育方針の指示や児童保護者へのアドバイス等を定期的に行えるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、専門医、保育士、児童及び保護者の相談をリモートで可能な環境を整える。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 2 年 1 2 月 専門医よりリモートでの相談指導実施の提案を受ける
⑤ 主な内容
<p>【事業内容】</p> <p>1 実施予定回数 年 8 回</p> <p>2 相談指導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童の生活や活動の様子を、事前に送付した資料をもとに視診を行う。 視診の結果をもとに児童の保護者と面談を行い、必要に応じて発達の特徴を伝え、具体的な療育方法等について助言を行う。 障害児担当保育士とのカンファレンスを行い、視診や保護者面談の結果をもとに具体的な保育の手立てについて助言をしたり、保育士の質問に医師としての見解を伝えたりする。 <p>3 リモート視診のイメージ</p> <pre> graph LR Doctor[専門医 (小児科医)] A[A 保育所 (当該児童、保護者、職員)] B[B 保育所 (当該児童、保護者、職員)] Doctor -- "当該児童・保護者と個別の面談を行う。" --> A A -- "職員とのカンファレンスを行う。" --> Doctor Doctor -- "当該児童・保護者と個別の面談を行う。" --> B B -- "職員とのカンファレンスを行う。" --> Doctor </pre> <p>4 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育施設数 : 1 2 (公立保育所) 令和 2 年度利用児童数 : 4 4 名 (令和 3 年 1 月末現在)

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 専門医による障害児保育相談がリモートで継続可能となることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとともに、保育所を訪問して行う相談事業と同様に、障害児の姿を視診したうえで、保護者や保育士との面談・相談が行えることから、障害児保育の質の向上が図られる。</p> <p>【市財政への負担】（現計予算内で流用対応） タブレット端末（2台）購入費 269千円 （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）10／10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和3年4月1日 運用開始</p>
<p>⑨ その他</p>